

# 画像デザイン登録事例研究

— 類否判断を中心に —

平成 24 年度意匠委員会 第 2 委員会 部分・画像部会

茅野 直勝(部会長), 岡野 光男, 加藤 恒久,  
仁科 勝史, 仲村 圭代, 土谷 和之

## 要 約

前年度(2011年)の意匠委員会, 第2委員会, 第1部会では, 部分意匠について, 実際の登録事例を引用しながら, どのように類否が判断されているかを調査・研究した(参照:パテント2012年8月号, Vol.65)。一方, 現在, 産業構造審議会の下部組織である知的財産政策部会の意匠制度小委員において, 「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」というテーマが検討されている。

そこで, 前年度の第1部会を引き継いだ, 本年度の意匠委員会, 第2委員会, 部分・画像部会(以下, 「当部会」とする)では, 前年度までの調査・研究を継続しつつ, 部分意匠の中でも, 未だあまり纏まった研究がなされていないと思われる画像デザインの類否判断について, 実際の登録事例を引用しつつ調査・研究を行うこととした。併せて, 画像デザイン保護拡充案について簡単に紹介する。

## 目次

1. はじめに
2. 当部会における研究対象の選定方法
3. 画像意匠登録事例
4. まとめ
5. 画像デザイン保護拡充案について

## 1. はじめに

### 1-1. 「画像デザイン」の用語について

本稿が対象としている「画像デザイン」に関して, 他にも「画像意匠」, 「画面意匠」, 「画面デザイン」等の様々な呼ばれ方がされることがあり, これら用語の意味も必ずしも明確に分けて用いられていない状況にある。本稿では用語の不統一による混乱を避けるべく, 以下「画像デザイン」で統一する。

### 1-2. 現行意匠法第2条第1項に規定する画像デザイン

画像デザインの具体的登録事例を紹介する前に, 現行意匠法における画像デザインとは何かについて簡単に説明をしておきたい。一般に, 画像デザインは, 現行意匠法第2条第1項の画像デザインと同法同条第2項の画像デザインとに分けて説明されている。そこで, まず両者の違いを説明する。

現行意匠法第2条第1項に規定する画像デザインとは, 平成18年に意匠法第2条第2項が導入される以前から登録が認められていたものを含む, 以下のようなものが該当すると考えられている(現行意匠審査基準74.1)。すなわち, ①「画像を含む意匠に係る物品が, 意匠法の対象とする物品と認められるものであること」, ②「物品の表示部に表示される画像が次の(i)及び(ii)の要件を満たすこと」である。②の(i)(ii)とは, 「(i)その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」, 「(ii)その物品にあらかじめ記録された画像であること」である。具体的には以下のような事例が該当する(下図は意匠審査基準74.1より抜粋)。

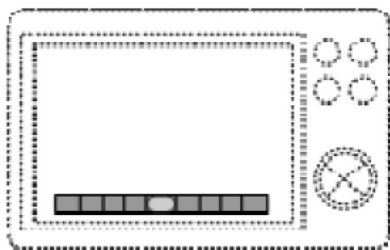
#### 【意匠に係る物品】腕時計本体

#### 【正面図】



【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【正面図】



撮影支援情報表示（水準器表示）

意匠法第2条第1項の画像デザインは、一般に「表示画像」と呼ばれる。上記「腕時計本体」の事例で言えば時刻を表示する機能が当該腕時計の機能である。なお、「デジタルカメラ」の事例については、当該「撮影支援情報表示（水準器表示）」がデジタルカメラの一般的機能として当初から想定されているとは言えない。よって、従来（平成23年8月1日以前）にはこのような画像デザインは登録が難しかった。しかしながら、平成23年に審査基準が改訂され、同年8月1日から運用されることによって、このような画像デザインも願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその旨を記載すれば、意匠法第2条第1項の画像デザインとして意匠登録を認められるようになった。

1-3. 現行意匠法第2条第2項に規定する画像デザイン

平成18年に導入された意匠法第2条第2項に規定する画像デザインとは以下のようなものが該当すると考えられている（意匠審査基準74.2）。①画像を含む意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められるものであること。②物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること。③当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること。具体的には以下の事例が該当する（下図は意匠審査基準74.2より抜粋）。

【事例】

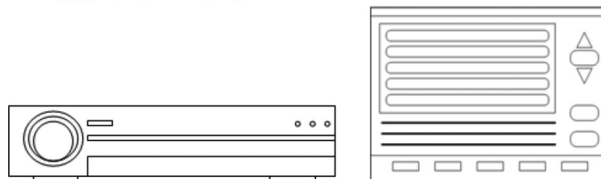
当該物品に表示される画像  
「携帯電話機」



（物品自体が有する表示部に表示される画像の例）  
※表示部に表示された画像は通話機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために用いられる操作に用いられることが前提となる。

【事例】

当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像  
意匠法第2条第2項では「これと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする」と規定され、当該物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であって当該物品と一体として用いられる表示器等に表示される画像は保護対象とする。  
「磁気ディスクレコーダー」



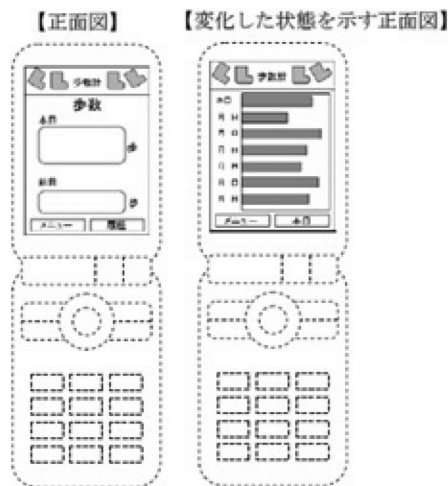
（当該物品と一体として用いられる物品（例、テレビモニター）に表示される画像の例）  
※録画予約機能等、物品の機能を発揮できる状態にするために用いられる操作に用いられる画像であることが前提となる。

これら事例は、その内容からいわゆる「操作画像」と呼ばれているものである。物品の機能を発揮できる状態にするための「操作」に用いる画像を表示するのがあてはまる。例えば、携帯電話機の画面上に表示された複数のボタン（物理的なボタンではなく電子的表示画像としてのボタン）のうち、任意のボタンを選択・実行することで通話機能を発揮できる状態に操作するための画像デザイン等が該当する。但し、「物品の機能を発揮できる状態にするための」であるから、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば携帯電話機であれば通話中やメールの送信中の画像）は保護対象に含まれない。

1-4. 変化する画像デザインについて

平成23年8月1日に改訂された現行意匠審査基準では、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されているような画像デザイン（以下、「変化する画像デザイン」とする）の保護についての要件も改訂された。従来は「同じ操作のための画像」であり、かつ当該複数の画像デザインについて「形態的な関連性」があるものと認められる場合に限り、意匠法7条に規定する一意匠として意匠登録を認めることとしていたが、上記改訂により、変化する画像デザインが一意匠として認められるための要件として①「変化の前後の画像が物品の同一機能のための画像であること」及び②「変化の前後の画像が形態的な関連性のある画像であること」の両要件を満たすこととされた（現行意匠審査基準74.8.1.3）。②については従来と同様であるが、①については、「同じ操作」から「同一機能」のための画像へと審査基準が改訂されたことで、変化する画像デザインについて一意匠として認められる対象が従来よりも広がったと考えられる。例えば以下の携帯電話機の意匠のように歩数計測表示機能を有するものであって、正面図（左）に示す現在の歩数を示す画

像中の右下にある「履歴」ボタンを押すと、「変化した状態を示す正面図」(右)に示すこれまでの歩数履歴をグラフ表示する画像へ変化するような意匠は、従来の基準では操作の連続性が認められず一意匠として認められなかったが、現在運用中の基準では同じ歩数表示機能のための画像であるので、物品の同一機能のための画像として一意匠として認められることとなった(下図は意匠審査基準 74.8.1.4 より抜粋)。



## 2. 当部会における研究対象の選定方法

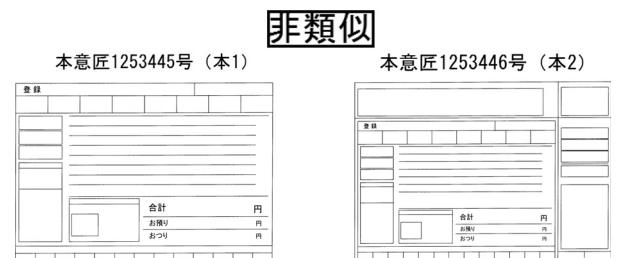
現行意匠制度下において用いられる「画像デザイン」とは、「画像」そのものではなく、「画像」を何らかの物品の表示部などに表したものである。その意味で「画像デザイン」とは「部分意匠」の一種と言って良い。よって、類否の判断においても基本的には部分意匠のそれが当てはまる(意匠審査基準 74.5.2.2.1)。したがって、本年度の部会においても、前年度における部分意匠登録事例の調査・研究に用いたのと同様の手法により画像意匠の類否判断の調査・研究を行った。すなわち、画像意匠として登録されている事例(特許庁意匠分類コード末尾に「W」が付されているもの)の中で、本意匠-関連意匠の関係を持って意匠登録されているものを調査対象として抽出し、当該対象のうち、部会内で「興味深い」と思われる事例を選定して、各部会員がレジユメを作り部会内で議論をするという手法を用いた。この方法によれば、本意匠同士では非類似と判断された意匠と、各本意匠に類似すると判断された関連意匠の関係が明確になる。意匠法第9条及び第10条の規定における部分意匠同士の類否判断基準について、意匠審査基準 71.9.1 では、以下の4つの要件で判断されるとしている。すなわち①「部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は

類似であること」、②「『意匠登録を受けようとする部分』の用途及び機能が、同一又は類似であること」、③「『意匠登録を受けようとする部分』の形態が、同一又は類似であること」、④「『意匠登録を受けようとする部分』の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること」である。これら①から④までの要件を「全て」満たしたとき、対比される両部分意匠は類似するとされている。逆に言うならば、これら4要件の一つでも満たしていない場合には、対比される両意匠は非類似ということである。なお、この4つの基準については、意匠法第3条第1項第3号における、公知意匠と部分意匠との類否判断における場合も同様に適用される(意匠審査基準 71.4.2.2.1)。

このように画像デザインについても、部分意匠と同様の基準で類否が判断される。そこで次に、当部会が研究した実際の画像デザインにおける登録事例をいくつか挙げて説明をしたい。

## 3. 画像意匠登録事例

(1) 事例A：販売時点情報管理用金銭登録機  
A-①(互いに非類似と判断された本意匠 1253445号(本1)と本意匠 1253446号(本2))

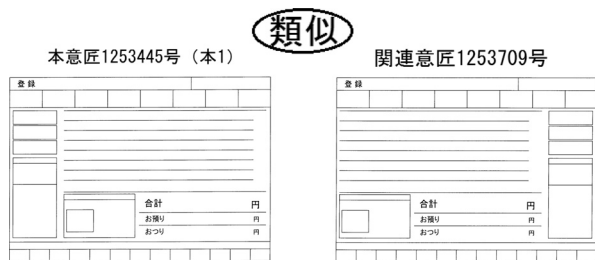


これら2件の各本意匠は、販売時点情報管理用金銭登録機の画像デザインであり、願書の記載によれば、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、オペレータによって操作されるレジ業務用の操作画面の部分である。よって、意匠法第2条第2項の「操作画像」に該当すると考えられる。両意匠の主な相違点としては、本意匠 1253446号(本2)の上側及び右横に横長矩形の枠部が左逆L字状に配置されているのに対し、本意匠 1253445号(本1)には当該枠が存在しない点である。

次に、事例Aの各本意匠にそれぞれ類似と判断された各関連意匠を挙げる。



A-② (類似と判断された, 本意匠第 1253445 号 (本 1) と関連意匠 1253709 号)



両意匠は, 本意匠第 1253445 号の左横に位置する横長矩形の重ね枠部が, 関連意匠第 1253709 号では右横に位置している点で相違する以外は同じ構成に係る意匠である。

A-③ (類似と判断された, 本意匠 1253446 号 (左) と関連意匠 1253710 号)



両意匠は, 本意匠第 1253446 号の上側及び右横に横長矩形の枠部が左逆 L 字状に配設されているのに対し, 関連意匠第 1253710 号では上側及び左横に横長矩形枠部が右逆 L 字状に配設されている点以外はほぼ同じ構成に係る意匠である。

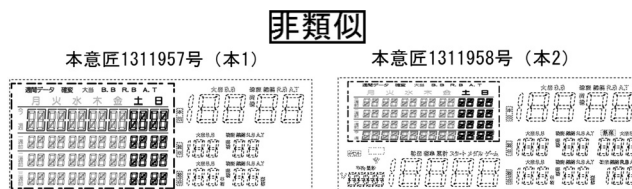
事例 A まとめ: 事例 A において, 類否を分けているのは何か。A-①では, 本意匠 1253446 号 (本 2) において上側及び右横に横長矩形の枠部が左逆 L 字状に配設されているが, これと対比される本意匠 1253445 号 (本 1) にはこのような意匠的構成自体が存在しない。一方, 本意匠 1253446 号 (本 2) の意匠から当該逆 L 字状部を除いて観察した場合, 両意匠の意匠的構成要素は共通している。よって, 本意匠 1253446 号 (本 2) の意匠は本意匠 1253445 号 (本 1) の意匠をそっくり包含している関係にある。したがって, 事例 A では, 逆 L 字状部という構成要素の有無が両者の類否を分けていると考えられる。

A-②及び A-③の事例では, 配設の仕方が左右対称的に構成されている相違はあるものの, 含まれている構成要素は両意匠ともに共通しているため, この程度の相違は (意匠審査基準 71.9.1 の④) 当該意匠の属す

る分野において「ありふれた範囲内」の相違と考えられ, 両意匠は類似と判断されたものと思われる。

(2) 事例 B: 遊技機用表示灯

B-① (非類似と判断された, 本意匠 1311957 号 (本 1) と本意匠 1311958 号 (本 2))



これら 2 件の各本意匠は, 遊技機用表示灯の画像デザインであり, 願書の記載によれば, パチンコホールやスロットホール等の遊技機の上部に設置されて, 遊戯者及びホールスタッフに遊戯機の情報と光とデータで提供するものとある。よって, 意匠登録を受けようとする部分は遊戯機の情報を表示する画像であり, 当該物品の機能を発揮するために必要な画像であるから, 意匠法第 2 条 1 項の「表示画像」に該当すると考えられる。上記画像デザイン中, 一点鎖線で囲まれた部分 (本意匠 1311957 号 (本 1) の意匠における左側半分部分, 本意匠 1311958 号 (本 2) の意匠における左上四分の一部分) が, 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。当該部分では, 透光部と透光性動的表示部とが同一平面上に配置されており, 透光性動的表示部の一部に, 外部信号に基づいて遊戯機の大当データ, 確変データ, B, B データ, B, R データ, A, T データ等を週間毎のデータとしてカレンダー風に数字で表示する領域をもつ意匠である。

両意匠の主な相違点としては, 本稿で図示していない筐体部分を除き, 破線部分である表示部全体 (上記横長形状破線部分) の大きさに対し, 意匠登録を受けようとする部分 (上記一点鎖線で囲まれた部分) の大きさの比率 (以下, 単に「大きさ比」とする) が, 本意匠 1311957 号 (本 1) は約 50%程度の大きさを有するのに対し, 本意匠 1311958 号 (本 2) の方は約 25%程度である点で相違する。また, 意匠登録を受けようとする部分の位置も本意匠 1311957 号 (本 1) の意匠が表示部の左半分に位置するのに対し, 本意匠 1311958 号 (本 2) の意匠は, 表示部の左上四分の一程度に位置する点でも異なる。更に, 本意匠 1311957 号 (本 1) の意匠では, カレンダー風に四列の数字で表された透光性動的表示部の最上段 (最初の週にあたる箇

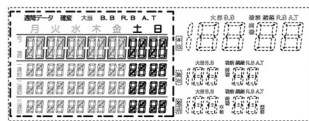
所)列が、他の三列に比べ面積が大きく表示されている点も本意匠 1311958 号 (本 2) の意匠と異なる。

次に、事例 B の各本意匠にそれぞれ類似と判断された各関連意匠を挙げる。

B-② (類似と判断された、本意匠 1311957 号 (本 1) と関連意匠 1312465 号 (関連 1)、関連意匠 1312466 号 (関連 2))

なお、理解の便宜のため、本事例では意匠登録を受けようとする部分の拡大図のみを示し、他の破線部 (筐体部分) を表した図は省略する。

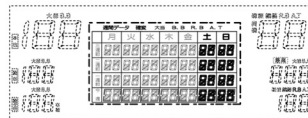
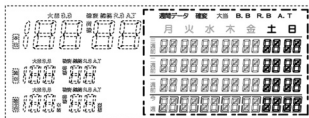
本意匠 1311957 号 (本 1)



類似

関連意匠 1312465 号 (関連 1)

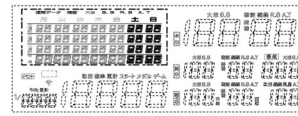
関連意匠 1312466 号 (関連 2)



本意匠と各関連意匠の相違点は、意匠登録を受けようとする部分の表示される位置が異なる点である。また、本意匠のカレンダー表示部最上段の列は他の三列に比べ面積 (幅) が大きい。関連意匠 1312465 号 (関連 1) 及び関連意匠 1312466 号 (関連 2) は、カレンダー表示部の四列全てが略同程度の面積である。各関連意匠は本意匠に類似するのであるから、これら相違点は意匠の類否に影響を与えないものと判断されたことになる。また、各意匠における、大きさ比については、本意匠 1311957 号 (本 1) が約 50% で、関連意匠 1312465 号 (関連 1) も同じく約 50% である。一方、関連意匠 1312466 号 (関連 2) は約 35% 程度である。

B-③ (類似と判断された、本意匠 1311958 号 (本 2) と関連意匠 1312467 号 (関連 1)、関連意匠 1312468 号 (関連 2)、関連意匠 1312469 号 (関連 3))

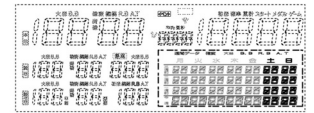
本意匠 1311958 号 (本 2)



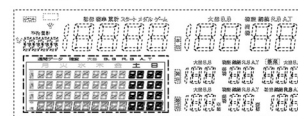
類似

関連意匠 1312467 号 (関連 1)

関連意匠 1312468 号 (関連 2)



関連意匠 1312469 号 (関連 3)



本意匠と各関連意匠は、意匠登録を受けようとする部分が表示される位置がそれぞれ異なるが、当該意匠登録を受けようとする部分の大きさ比については、本意匠と各関連意匠全て略同じ大きさで約 25% 程度 (四分之一) である。また、本意匠のカレンダー表示部については、何れの意匠も四列全てが略同程度の面積 (幅) である。

事例 B まとめ：本事例では、意匠登録を受けようとする部分 (上記一点鎖線で囲まれた部分) の大きさが類否の決め手であったと考えられる。すなわち、事例 B-①の本意匠同士では当該大きさ比は約 50% と約 25% で二倍程度大きさに違いがあるが、事例 B-②及び事例 B-③の本意匠と各関連意匠との関係で見ると、B-②の関連意匠 1312466 号 (関連 2) が本意匠 1311957 号 (本 1) よりやや小さい (約 35% 程度) もの、それ以外は大きさにおいてほぼ共通している。一方、意匠登録を受けようとする部分の表示されている位置や本意匠のカレンダー表示部の列の大きさの違い等は類否に影響を与えないと判断された。よって、本件の場合、位置よりも大きさの相違が類否の決め手となった事例である。

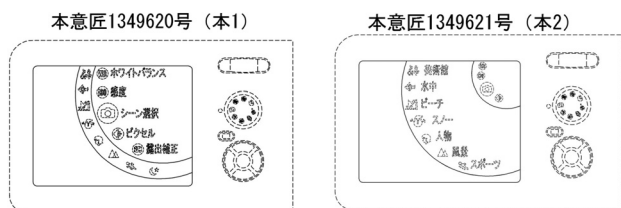
なお、B-②において本意匠 1311957 号 (本 1) と関連意匠 1312466 号 (関連 2) の大きさ比が 50% 対 35% と、関連 2の方がやや小さいが類似と判断されている点から判断して、当該比の近辺に類否の境目があると考えられる。つまり 35% までは類似で、25% まで

差が開くと非類似になると予測できる。但し、これはあくまでも当部会で試みた単なる仮説の域に止まる。実際の訴訟等における現実的な類否判断の場においては、このような要素に加え、同種物品分野における先登録例や公知意匠等の詳細な検討が必要であり、その上で同分野における意匠の要部となり得べき箇所を需要者等の認識に基づいて判断する等の個別具体的な作業が必要である。この点を何卒御了解頂きたい。

(3) 事例C：電子カメラ

C-① (非類似と判断された、本意匠 1349620 号 (本1) と本意匠 1349621 号 (本2))

**非類似**



これら2件の各本意匠は、電子カメラの画像デザインであり、願書の記載によれば、当該意匠の表示部に表された画像は、撮影機能を発揮できる状態にするための画像であるとされている。よって、意匠法第2条第2項の「操作画像」に該当すると考えられる。上記両意匠右側、上から二番目に破線で表された円形のモードダイヤルに記されている表示と同じものが、表示画面の右上の第1階層表示部に表示され、OK ボタンを操作すると、第1階層のモード選択に応答して第2階層表示部が表示される。選択した第2階層のモードに対して設定された撮影条件で撮影が行われる。意匠登録を受けようとする部分は上記両意匠ともに意匠左側に実線で表された横長矩形状の枠及び枠内二重円状部である。両意匠とも意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさは共通するが、当該二重円上部に表された第1階層表示部と第2階層表示部の相対的な大きさの比率(範囲)が異なる。すなわち、本意匠1349620号(本1)の意匠は第1階層表示部が大きく、第2階層表示部が小さいと言えるが、本意匠1349621号(本2)の意匠は逆に第1階層表示部が小さく、第2階層表示部が大きいと言える。

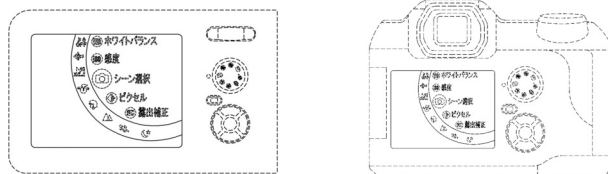
次に、事例Cの各本意匠に類似と判断された各関連意匠について、事例C-②及び事例C-③をまとめて見てみよう。

C-② (類似と判断された、本意匠 1349620 号 (本1) と関連意匠 1349774 号)

**類似**

本意匠1349620号(本1)

関連意匠1349774号

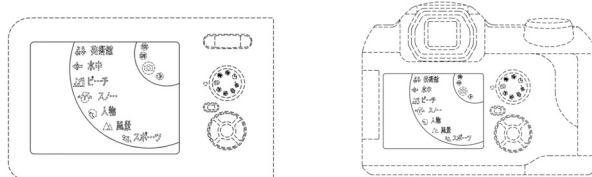


C-③ (類似と判断された、本意匠 1349621 号 (左) と関連意匠 1349775 号)

**類似**

本意匠1349621号(本2)

関連意匠1349775号



事例C-②及び事例C-③ともに、実線で表された意匠登録を受けようとする部分の形態は共通である。相違点は、破線で表されたカメラ本体の形状がいわゆるコンパクトデジタル型かデジタル一眼型かの違いがあるに過ぎない。

事例Cまとめ：前記事例Bでは、意匠登録を受けようとする部分自体の大きさに重点を置いて類否を判断したが、本事例の場合は、意匠登録を受けようとする部分に表された二重円状部にある第1階層表示部と第2階層表示部の相対的な大きさの比率の違いである。すなわち、本意匠1349620号(本1)は第1階層表示部が大きく、第2階層表示部が小さいと言え、反対に本意匠1349621号(本2)は第1階層表示部が小さく、第2階層表示部が大きい。なお、背面図中に表された実線部分自体の面積の大きさは本意匠と関連意匠で相当程度異なるが、本件意匠に係る物品においては破線部である筐体の形状がコンパクトデジタルカメラ型かデジタル一眼型であることは需要者の類否判断に影響を及ぼすほどの大きな決め手とは判断されなかった。この程度の相違は当該意匠の属する分野において「ありふれた範囲内」の相違であると考えられたためであろう。



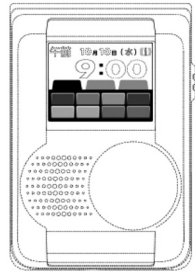
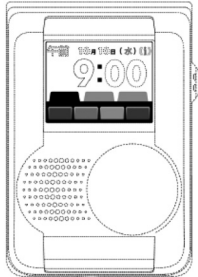
(4) 事例D：タイムレコーダー

D-① (非類似と判断された, 本意匠 1362157 号 (本1) と本意匠 1362158 号 (本2))

**非類似**

本意匠1362157号 (本1)

本意匠1362158号 (本2)



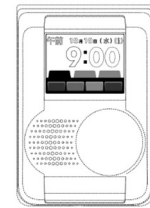
これら2件の各本意匠は、タイムレコーダーの画像デザインであり、願書の記載によれば、正面図中にあらわされた画像は、勤務時刻の打刻機能を発揮できる状態にするための画像であって、出勤や退勤などの任意の勤務状態を選択して打刻操作を行うものであるとされている。よって、意匠法第2条第2項の「操作画像」に該当すると考えられる。意匠登録を受けようとする部分は両意匠ともに意匠上部中央付近に実線で表された矩形の枠及び枠内に表された部分である。当該部分は上から日付表示、時刻表示、設定ボタン(タブ状に3つ並んで表された部分)、出退勤等ボタン(複数整列した横長矩形形状ボタン部分)の順に構成されている。

両意匠とも意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲は概ね共通するが、出退勤等ボタンの構成が本意匠 1362157 号 (本1) は一列であるのに対し、本意匠 1362158 号 (本2) 上下二列である点で異なる。なお、当該出退勤等ボタンには青、緑、黄、赤等の色彩が施されている。

次に、事例Dの各本意匠に類似と判断された各関連意匠を見てみたい。

D-② (類似と判断された, 本意匠 1362157 号 (本1) と関連意匠 1362847 号 (関連1), 関連意匠 1362848 号 (関連2), 関連意匠 1362849 号 (関連3), 関連意匠 1362850 号 (関連4))

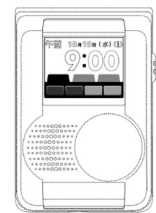
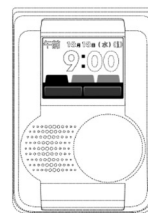
本意匠1362157号 (本1)



**類似**

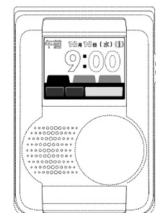
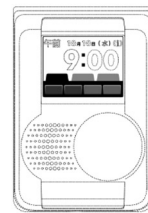
関連意匠1362847号 (関連1)

関連意匠1362848号 (関連2)



関連意匠1362849号 (関連3)

関連意匠1362850号 (関連4)



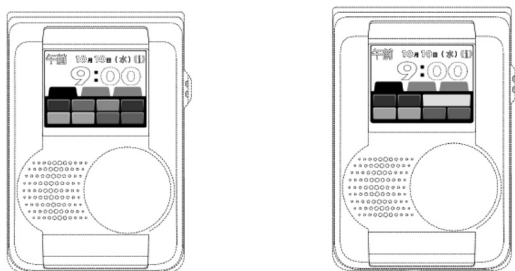
本意匠 1362157 号 (本1) と各関連意匠 (関連1 から関連4) は、出退勤ボタンの構成が全て一列である点で共通している。一方、出退勤等ボタンの数及び色彩においては、本意匠 1362157 号 (本1) のボタン数が4つで色彩が左から順に青、緑、黄、青であるのに対し、(関連1) はボタン数2つで色彩がともに青、(関連2) はボタン数4つで色彩が青、青、灰、灰、(関連3) はボタン数4つで色彩が青、青、赤、赤、(関連4) がボタン数3つで色彩が青、青、黄である点で相違する。

D-③ (類似と判断された, 本意匠 1362158 号 (本 2) と関連意匠 1362851 号)

**類似**

本意匠 1362158 号 (本 2)

関連意匠 1362851 号



本意匠 1362158 号 (本 2) と関連意匠 1362851 号は、出退勤ボタンの構成がともに上下二列である点で共通し、一方、本意匠 1362158 号 (本 2) の出退勤等ボタン一列目 (上段) のボタン数が 4 つであるのに対して、関連意匠 1362851 号の当該箇所は右端のボタンが 2 つで 1 つ分のボタン長さになっており、ボタン数が 3 つである点で相違する。

事例 D まとめ：本事例において類否を分けたものは、出退勤等ボタンの構成が一行であるか二列であるかの違いであったと思われる。なお、本件につき、関連意匠の趣旨からすれば、もう少し広めに類似範囲が認められて然るべきではないかとの意見が部会内であった。

(5) 事例 E：携帯情報端末機

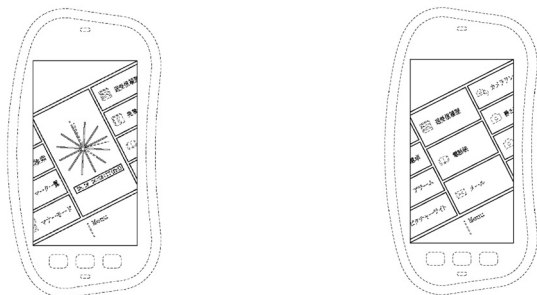
(非類似と判断された, 本意匠 1445620 号 (本 1) と本意匠 1445621 号 (本 2))

なお、類似と判断された事例については本件では省略する。

**非類似**

本意匠 1445620 号 (本 1)

本意匠 1445621 号 (本 2)

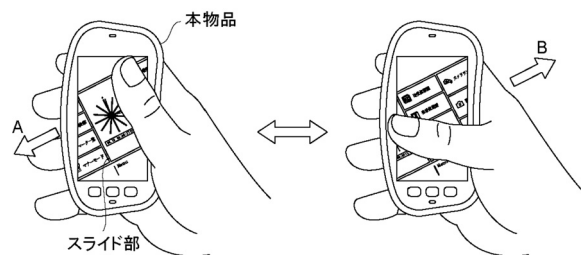


これら 2 件の各本意匠は、携帯情報端末機の画像デザインであり、願書の記載によれば、本物品表示部に表れた画像は各種機能 (通話機能及びメール送受信機

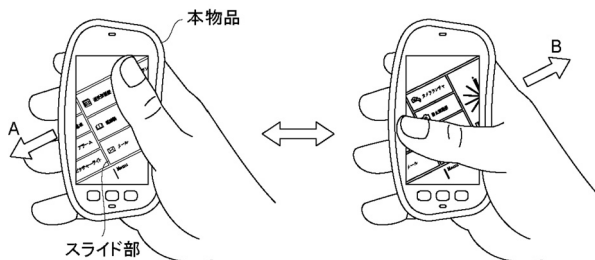
能等) を発揮できる状態にする操作を行うためのものであり、ユーザーは表示された各アイコン部から適宜実行したい機能を選択して操作を行うとされている。よって、本事例は意匠法第 2 条第 2 項の「操作画像」に該当すると考えられる。意匠登録を受けようとする部分は両意匠ともに正面図中央に実線で表された縦長矩形形状の表示部である。当該部分はタッチパネル式で、親指の動きに合わせて上下斜め方向に動くため、ユーザーは容易にスライド部を動かすことが可能である。

両意匠は、本意匠 1445620 号 (本 1) の中央には中心から放射状に広がる線模様で構成された時刻表示部が存在するのに対し、本意匠 1445621 号 (本 2) には当該構成が存在せず、代わりに各種機能を表すボックス状のアイコン部が上下に 3 つ連続している点で大きく異なる。よって、両意匠が非類似と判断された点について部会内で異論はなかったが、両意匠には以下に示す「使用状態を表す参考図」がそれぞれ添付されていた点で部会の興味を引いた。

本意匠 1445620 号 (本 1) の使用状態参考図



本意匠 1445621 号 (本 2) の使用状態参考図



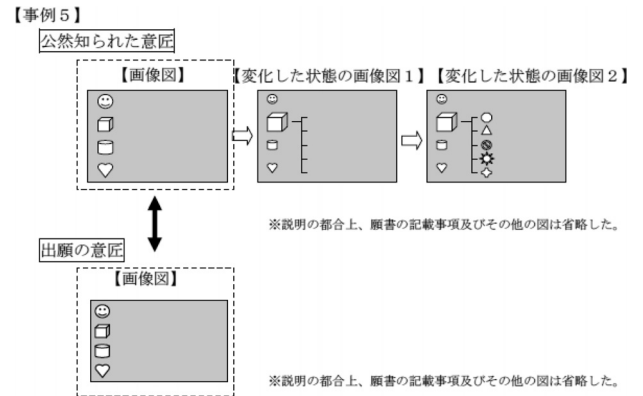
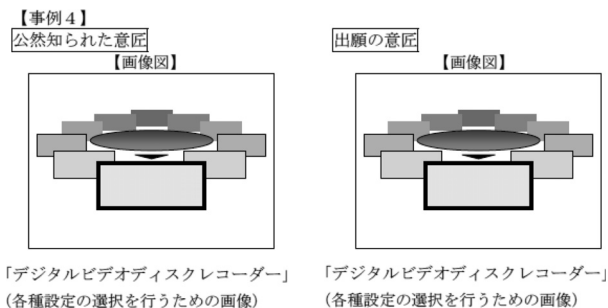
当該参考図において、両意匠ともユーザーがタッチパネル式の表示部を指でスライドすることにより、表示部に表された画像も上下・斜めの方向に変化することが示されている。この変化後に表れる画像中に他の本意匠の態様が表されている。よって、これら 2 つの本意匠はもともと同一一つの画像が地図のように表示部内で上下斜め方向にスライドされることで表されるものである。しかしながら、本件事例における変化の態様はあくまで参考図中に表されたものであり、参考



図にのみ表された意匠は原則的に権利範囲の解釈において意匠の形態を特定するものとして扱われない。前述したように、平成23年8月1日に意匠審査基準が改訂される以前は、変化する画像が一つの意匠として認められる範囲が現在よりも狭かったため、本事例のように、変化前と変化後でレイアウトが大きく異なるものや、変化に伴い新たな図形等が表れる画像デザインについては、意匠の態様に形態的な関連性が認められ難く、変化後の状態は意匠の理解を助けるための参考図として提出できるとどまっていた。よって本事例は変化する意匠としてではなく、あくまで必要図に表された固定された（変化しない）状態を権利化した意匠である。

審査基準改訂後は、本件と同様の事例であっても、変化の前後の態様が同一の機能のための画像であれば、変化する画像デザインとして、一件の意匠出願に含めて権利化することが可能となった。しかし、ここで問題となり得るのは、変化しない状態の画像と変化する画像の類否判断である。例えば、ある変化する画像デザインの意匠権について、当該変化の各段階を変化しない状態で第三者に模倣された場合、一件の変化する画像デザインに係る意匠権のみで、当該模倣を十分に排除することができるであろうか。この点は当部会でたびたび議論された。

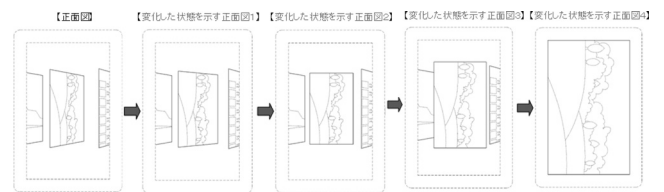
この点につき、現行意匠審査基準では、「複数の画像からなる変化する画像と変化を伴わない画像との類否判断（中略）は、変化する画像の変化の前後の態様も含めて総合的に観察して行う」とされている（意匠審査基準74.5.2.2.1）。そして、当該意匠が類似する場合の具体例として以下の事例（【事例4】及び【事例5】）を挙げている。



上記【事例4】、【事例5】では、出願された意匠は変化しない画像デザインであり、公然知られた意匠は変化する画像デザインである。【事例4】では表示画面中央の横長円形部の周囲を矩形のタイトル表示部が時計回りに回転変化するものであり、【事例5】では表示画面中、選択したアイコンがツリー構造（下層構造）を持って展開変化するものである。

【事例4】も【事例5】もあくまで審査における判断基準であるから、現実の個別具体的な訴訟における類否判断と同列に論じることはできないが、少なくとも「変化する画像デザイン」として一件の意匠権を権利化しておくことで、同一又は類似の変化しない画像デザインを模倣する第三者に対して意匠権を行使し得る根拠の一つにはなるだろう。

なお参考として、平成23年8月1日の意匠審査基準改訂後に出願・登録された変化する画像デザインの例を以下に挙げておく（意匠登録第1457975号）。



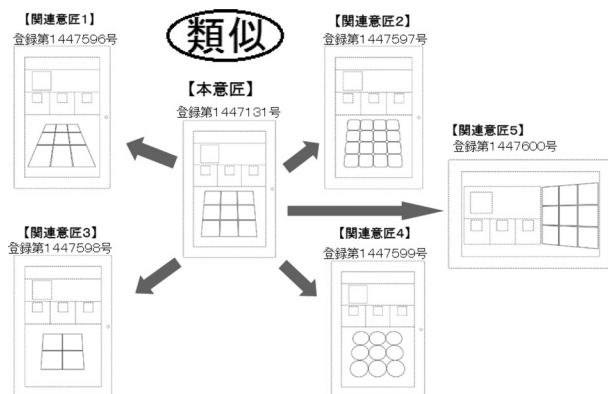
上記参考例は、携帯電話機に係る意匠である。願書の記載によると、ユーザーが指により、任意の graphical user interface（以下、GUI）を選ぶと（例えば正面図中央に位置する一つのGUIを選んだとすると）、当該GUIが回転を始め（「変化した状態を示す正面図1」）、当該GUIの外枠の四辺が画面外枠の四辺と平行になるまで回転する（「変化した状態を示す正面図2」）。続いて、当該GUIが拡大し始め（「変化した状態を示す正面図3」）、当該GUIが画面いっぱいになるまで拡大する（「変化した状態を示す正面図4」）とある。これは、前記事例Eのマップ的な画像デザインとは異なり、一連の起承転結型のストーリー的流れを

持って変化する画像デザインと言える。このように、一口に変化する画像デザインと言っても、その変化の態様は様々である。

(6) 事例F：携帯情報端末機

(類似と判断された本意匠 1447131 号と関連意匠 1 から関連意匠 5 まで)

なお非類似と判断された事例については本件では省略する。

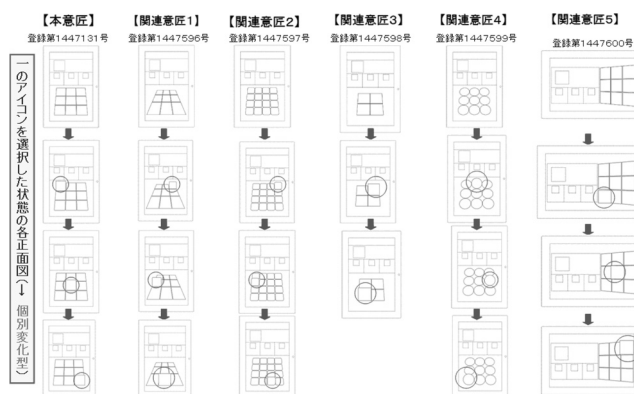


事例 F は携帯情報端末機に係る画像デザインである。願書の記載によると、本願意匠に係る物品は、画面上の GUI を介し、通信機能、各種データの再生機能、ゲーム機能などの各種の機能を実行するタブレット型の電子計算機とある。部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、表示画面下半分（関連意匠 5 については画面右半分）に碁盤の目状に位置する複数の矩形又は円形のメニューアイコン部である。ユーザーがアイコンを選択すると、当該アイコンが変化し、どのアイコンが選択されているか分かるよう表示されると願書にあるため、事例 F の画像デザインは、意匠法第 2 条第 2 項の「操作画像」と考えられる。

各関連意匠と本意匠の意匠登録を受けようとする部分は、碁盤の目状に配列されたメニューアイコン部を有している点でそれぞれ共通しているが、当該メニューアイコン部のボタン形状は正方形、角丸正方形、台形（パース表示）、円形等で異なり、またボタンの個数は 9 個、4 個、16 個と異なる、更に、関連意匠 5 については配列の位置も異なる。このように本意匠と各関連意匠との間の相違の幅が広いほど、両者の間に潜在的に存在し得る類似意匠の幅も広がる。つまり「広い意匠権」が取れたと理論上は考えることができる。

また、本事例はメニューアイコンを選択することで、選択されたアイコンの態様に変化する。すなわち

「画像が変化する意匠」でもある。以下に各意匠における変化の態様一覧を示す。



一覧の見方を示すと、最上段が各意匠の正面図であり、下段はその変化した態様を示す各正面図である（「一のアイコンを選択した状態の正面図」）。各正面図中、丸で囲んだ箇所（当該丸印は筆者が付した）が、態様に変化する箇所である。ユーザーがメニューアイコンを選択することによって、当該アイコンが手前に起立する。本事例は、先に示したマップ型（事例 E）やストーリー型（参考事例）の意匠とは異なり、任意に選択した箇所が個別に変化する意匠である（仮に「個別変化型」とする）。「一のアイコンを選択した状態の正面図」の各変化図の態様から考えて、変化後の状態が表されていない他のボタンについても、ユーザーが選択することで同様の変化をするものと予想される。

かつて「意匠は権利範囲が狭い」と言われた時代があった。しかし、その言は既に過去のものである。平成 10 年の意匠法改正で部分意匠制度及び関連意匠制度が導入されたことにより、ユーザーが当該制度を併用することで従来よりも「広い」意匠権が取れるようになったからである。例えば、ある者がある物品について、正方形のボタン部分と円形のボタン部分を部分意匠、かつ、本意匠－関連意匠の関係として意匠登録をした場合、両意匠の間には他の形態をした多数の類似意匠が「潜在的に」存在することが予測される。したがって、当該物品分野における競合他者は、これら本意匠－関連意匠のみならず、両者の間に潜在的に存在する類似意匠群の範囲までも予測し、これを回避可能な「安全」かつ「より良い」デザインを考えることを余儀なくされる。安全性のためのクリアランス作業は、判断に専門性を要し、相当程度の時間を必要とするため、競合者にとっては大きな負担である。また、時間がかかる分、自分たちの新製品を市場へ投入する時期も遅

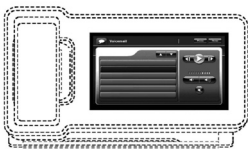
れる。更に、「より良い」デザインを開発するのにも相当程度の資本投下と時間が必要になる。逆に、意匠権者にとってこの「時間」は、競合者が市場に参入するのを抑制し、これまでのデザイン開発投資に見合った利益を十分に回収するための貴重な時間である。よって、部分意匠制度・関連意匠制度を利用した「広い」意匠権を得ることは、「デザインから利益を創出する」ことを可能とする重要なファクターとなる。本事例は意匠権活用による企業戦略を示す好例の一つと思われる。

(7) 事例G：情報端末機

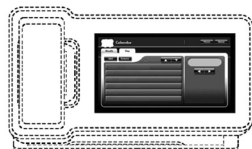
G-① (互いに非類似と判断された本意匠 1392207 号 (本 1) と本意匠 1392208 号 (本 2))

**非類似**

本意匠1392207号 (本1)



本意匠1392208号 (本2)



これら 2 件の各本意匠は、情報端末機の画像デザインであり、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分は、実線で表された部分、すなわち上記正面図中央に表された画像部分である。理解の便宜のため、以下は「画像部分を拡大した図」を持って本事例を示す。

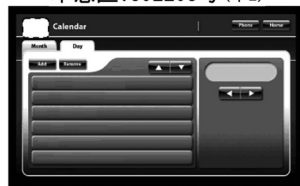
**非類似**

本意匠1392207号 (本1)



機能：メッセージ機能  
(例えばボイスメール機能)

本意匠1392208号 (本2)



機能：スケジュール機能

これら意匠は、願書の記載によれば、本意匠 1392207 号 (本 1) にあってはメッセージ機能 (例えばボイスメール機能)、本意匠 1392208 号 (本 2) にあってはスケジュール機能を発揮するために行われる操作に用いられる画像とある。よって、意匠法第 2 条第 2 項の「操作画像」に該当する。

これら両意匠の機能については画像左上にある「Voicemail」や「Calendar」等の記載によっても見分けることができる。両意匠ともに横長矩形形状の表示部を左右に分割し、表示部左側に上下に複数配列された横長矩形形状の選択ボタン部を有する点で共通してい

る。一方、本意匠 1392207 号 (本 1) の表示部右側上部には、音声の再生のための円で囲まれた大きな右向き矢印がある点、当該矢印部の下部に音量を調整等するボタンが 3 つある点、本意匠 1392208 号 (本 2) の表示部右側上部に横長楕円状の日付表示部と日付選択ボタンがある点、表示部左側上部に 2 つのタブが存在する点などで両意匠は相違する。

しかしながら、これら本意匠だけを見ても、両者の類否の決め手が明確にならない。そこで両本意匠と各関連意匠の関係を以下に検討する。

G-② (類似と判断された、本意匠 1392207 号 (本 1) と関連意匠 1392390 号)

**類似**

本意匠1392207号 (本1)



機能：メッセージ機能  
(例えばボイスメール機能)

関連1392390号



機能：音源再生機能

本意匠 1392207 号 (本 1) はメッセージ機能 (例えばボイスメール機能) を発揮するものであるのに対し、関連意匠 1392390 号は音源再生機能を発揮するものである。何らかの音源を再生するという意味では両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能は類似する。一方、関連意匠 1392390 号には表示部左側上部に 4 つのタブが存在するが、本意匠 1392207 号 (本 1) には当該タブが無い点で異なるが、両意匠は類似と判断されている。よって、当該タブは本事例における意匠の類否の決め手ではないことが分かる。

それ以外の基本的な形態で両意匠は概ね共通するが、特に表示部右側の構成が共通する点を覚えておいて頂きたい。

次にもう一つの本意匠 1392208 号 (本 2) とその関連意匠を見てみよう。

G-③ (類似と判断された、本意匠 1392208 号 (本 2) と関連意匠 1392391 号 (関連 1)、関連意匠 1392392 号 (関連 2))

基本的な形態は本意匠、関連意匠ともに概ね共通する。なお、関連意匠 1392392 号 (関連 2) の画面右下に位置する白抜き矩形部分は破線で囲まれており、意匠



登録を受けようとする部分ではない。



類似



また、願書の記載によれば、本意匠 1392208 号(本2) がスケジュール機能を発揮するための画像であり、関連意匠 1392391 号(関連1) はアラーム機能を、関連意匠 1392392 号(関連2) は設定機能(例えばスクリーンセーバの設定など)を発揮するものとある。

事例 G まとめ：事例 G において、類否を分けたのは何か。明確な相違点としては、本意匠 1392207 号(本1) 及びその関連意匠 1392390 号の画面右側には音源の再生等ボタンがあり、その下部に音量の調整等ボタンがあるのに対し、本意匠 1392208 号(本2) 及びその(関連1) 及び(関連2) には横長楕円状の日付表示部と日付選択ボタンがある点で異なる点である。

また、両意匠は形態のみならず、「意匠登録を受けようとする部分が有する用途及び機能」においても相違すると思われる。これは前述の特許庁意匠審査基準 71.9.1 に掲げられた4つの要件の②の要件である。なお、この要件は意匠に係る物品が非類似であることを意味するものではない点に注意されたい。当該要件②はあくまでも「意匠登録を受けようとする部分(本事例の場合は画像)」自体が有する用途及び機能である。

このように、本事例では、形態的な相違点のみならず、当該相違部分自体が持つ用途・機能の相違も類否の決め手になったと思われる。

#### 4. まとめ

以上、本年度に当部会で調査・研究した実際の画像デザイン登録事例をいくつかあげながら画像デザインにおける類否の境界線を検討した。わずか一年という限られた期間内の割には多くの事例を研究することが

でき、非常に有益な部会であった。しかしながら、画像デザインについてはまだまだ研究が十分とは言えない状況であり、今後も機会があればもっと多くの事例を研究し、その成果を会員の皆様に紹介したいと思う。

#### 5. 画像デザイン保護拡充案について

最後に、現在意匠制度小委員会において検討されている画像デザイン保護拡充案について簡単に説明しておきたい。

現行意匠制度は、特定の用途・機能を持つ専用機に一体として予め組み込まれ、表示される画像を保護するにとどまっておき、例えば「スマートフォン」に表示される画像のように、物品購入後にアプリ(アプリケーションソフト)をインストールすることで追加される画像は保護されない。一方、欧州や米国等では、下記に示すように、既に汎用機の OS の画像、アプリの画像、アイコン自体を意匠権で保護しており、日本より広範な保護が行われている。(第21回意匠制度小委員会配布資料4、第2頁より抜粋)

保護対象各国比較	日本	米国	欧州	韓国
専用機の組み込み画像	△	○	○	○
汎用機のOSの画像	×	○	○	○
アプリケーション・ソフトウェアの画像	×	○	○	○
ゲームソフトの画像	×	○	○	○
アイコン自体	△	○	○	△
ウェブページ画像	×	○	○	○
壁紙画像	×	○	○	○

○:保護あり ×:保護なし △:条件付保護あり

そこで、今般の意匠制度小委員会では、「経済のグローバル化」と「画像デザインの重要性」、「諸外国との保護格差解消」等の観点から、「画像デザイン」の保護拡充が検討されている。

昨年(2012年)の11月19日に行われた、第21回意匠制度小委員会で配布された資料によれば、「画像デザイン」について、新たな物品概念として「情報機器」なる物品を加えること、及び、「情報機器の画像」についての権利化が可能となる案が示されている。当該資料において、これらは以下のように説明されている。(上記資料5、第5頁より抜粋)。

「情報機器」	利用者が需要に応じて任意の機能を容易に追加することができるもの 例:「パソコン」、「スマートフォン」、「タブレットPC」等
「情報機器の画像」	情報機器やこれと一体として用いられる機器に表示される画像(かかる画像の部分を含む。)のうち、専ら操作の用に供されるもの

更に、前記第21回意匠制度小委員会配布資料5の4頁には、画像デザインの基本的方向性として以下のよ

うに説明がされている（上記資料5，第4頁より抜粋）。

パソコンのように任意の機能を容易に追加できる物品を包含する情報機器という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み込まれる画像であるかアプリケーションソフト等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とする。

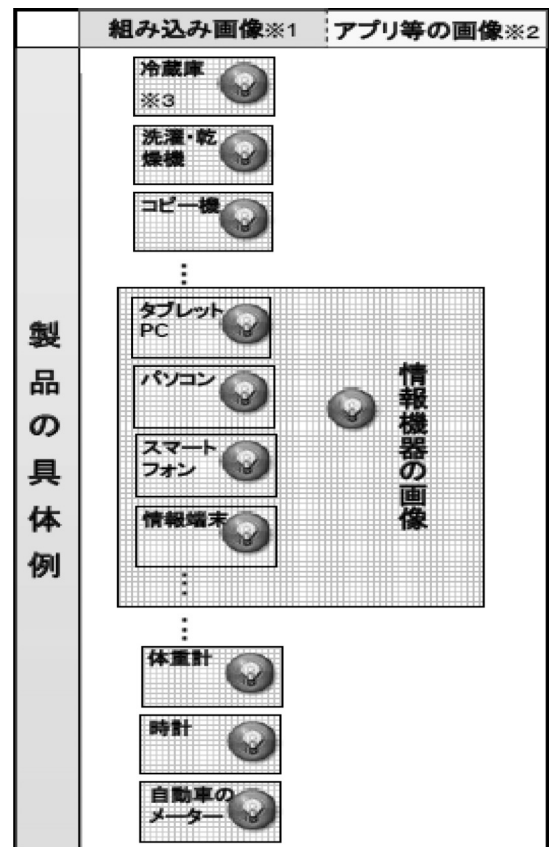
すなわち、「パソコン」や「スマートフォン」のような「情報機器」においては、当該物品購入後にアプリ（アプリケーションソフト）をインストールすることで追加等される画像についても、「情報機器の画像」の意匠権としての保護が可能となることが検討されている。なお、当該情報機器の画像は、「専ら操作の用に供されるもの」であることが必要とされている。これは、単なる壁紙画像のような、装飾や鑑賞目的の画像は保護の対象外とすることを意図したものである。また、「情報機器」と一括りにすることにより、「パソコン」、「スマートフォン」等のように個別物品毎に同一の画像デザインを複数権利化する必要なく機器横断的に一つの意匠権が発生することが検討されている。一方、従来の物品、すなわち情報機器以外の物品の画像は、これまで通り物品単位で保護される。

この「情報機器の画像」の意匠権の効力がどこまで及ぶのかについては、以下のように説明がされている（上記資料5，第4頁より抜粋）。

情報機器の画像の意匠権と、情報機器以外の物品と一体的に創作され、組み込まれる画像の意匠権は抵触しないこととし、相互の権利のクリアランスは不要とする。

すなわち、パソコンやスマートフォンと言った「情報機器」なる物品に表示される画像の意匠権と、冷蔵庫や洗濯機と言った従来型の物品に表示される画像の意匠権は原則として抵触関係に無く、よって、審査においてもこれら物品間の類否判断はされないこととなる。これにより、情報機器という新たな物品概念を創設することにより生じるユーザーの第三者意匠権監視負担の増大を防ぐというものである。

この関係を表に纏めると以下ようになる（上記資料6より抜粋）。



上記表中、「情報機器の画像」として矩形の枠で囲まれた範囲内でのみ、同一又は類似の画像デザインについて相互に意匠権の効力が及び、当該枠の外にある物品に表示された画像デザインと「情報機器の画像」との間では、仮に当該画像が同一のものであったとしても原則としてお互いに意匠権の効力は及ばない。但し、例外的に以下のような場合は効力が及ぶとされている。

「情報機器の画像の権利は、冷蔵庫には及ばない。ただし、Android 搭載冷蔵庫のアプリの画像のように、『情報機器付き冷蔵庫』として捉え得るものの当該情報機器部分については権利が及ぶ」（上記資料6，※3より抜粋）

つまり、冷蔵庫などのような情報機器以外の従来型物品であっても、情報機器の画像を表示する画面を有する場合には「情報機器付き—（従来型物品）」に該当し、互いに権利が抵触すると説明されている。これは近年、「スマートフォン」などを利用して、外出先からエアコン、冷蔵庫、洗濯機といった家電製品の操作を共通のGUIを用いて行うことができる機器が増えてきている背景等を踏まえたものであり、このような機器間では例外的に権利が抵触することとし、重複した

「情報機器の画像」に係る意匠権を発生させないようにするものである。しかし、今後このような「情報機器付き」（従来型物品）」という物品が増加すれば、結局はユーザーの監視負担も増加するのではないかと懸念がある。

以上、今般意匠制度小委員会において検討されている画像デザインの保護拡充案について簡単に説明し

た。これはあくまでも「案」であり、本原稿執筆時点では今後の動向は未だ不明である。しかしながら、複数の物品について機器横断的に用いられる画像デザインが世界的に普及していくのであれば、これら意匠について我が国でも創作のインセンティブを高めるべく、現在よりも厚い保護が必要となるであろう。

以上  
(原稿受領 2013. 7. 3)

日本弁理士会の  
『特許等出願援助制度』をご活用ください  
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA  
Information

**特許出願等援助制度とは？**  
有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**  
発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**  
必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**  
日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

**利用の流れ**

申請  
↓  
審査  
↓  
審査結果の通知  
↓  
援助が決定したら  
弁理士の設定  
↓  
契約  
↓  
援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで  
特許出願等援助制度